

## 利益相反防止規程

### (目的)

第1条 本規程は、株式会社フェアワーク（以下、当社という。）が助成事業等を行うにあたり、利益相反防止に関する取り扱いを定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程の適用範囲は、当社の役員、正社員、臨時社員、派遣社員等の全従業員（以下、役職員という。）とする。

### (利益相反行為の禁止)

第3条 当社は助成事業等を行うにあたり、資金分配団体との間の利益相反を防ぐ措置として、自己申告と定期申告をするとともに、情報開示を行う。

2 助成事業等を行うにあたり、資金分配団体の役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。

### (利益相反等の防止及び開示)

第4条 当社は、利益相反を防止するとともに役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 当社は、取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いて行わなければならない。

3 当社は、利益相反防止のため、役員及び社員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

### (自己申告)

第5条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に代表取締役书面等で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当社と役員との利益が相反する可能性がある場合（当社と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(申告後の対応)

第6条 第5条の規定に基づく申告を受けた代表取締役は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が役員である場合に、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、文書管理規程に準じて管理するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。